

November 2024 Federal Circuit Newsletter (Japanese)

もう止められない — 判決後の命令書が出る数日前に上诉人が上訴を取り下げることができない

Cisco Systems, Inc. v. K.Mizra LLC (Appeal No. 22-2290) において、Federal Circuit が意見書を出した後で命令書を出す数日前に上诉人が上訴取下げの申立てを提出したが、Federal Circuit は、異議が挙がっていないその申立てを拒絶した。

Cisco は、K.Mizra が保有する特許についての当事者系レビューを請求し、HPE もこれに加わった。特許審判部は、Cisco が先行技術文献を組み合わせる動機を証明する責任を果たさなかったと結論した。Cisco と HPE は上訴した。Federal Circuit は、組み合わせる動機について審判部が下した審決を無効とし、事件を差し戻す意見書を出した。

Federal Circuit が意見書を出した後、命令書を出す数日前に、Cisco と HPE は、和解のため申立てに異議は挙がっていないとして、上訴取下げの申立てを行った。Federal Circuit は特許庁に意見を求めた。特許庁は、Federal Circuit がすでに意見書と判決を出しており、再審理も拒絶しているため、申立てを退けるよう Federal Circuit に要請した。

Federal Circuit は特許庁に同意し、Cisco と HPE の上訴取下げの申立てを拒絶した。Federal Circuit は、以前に、意見書取消しの要請がなくても、上訴の却下を「命令書を出す数日前に行うことは、[中略] [Federal Circuit の] 判決の変更または取消しに至ることになり、必要でもなければ裁判制度の適切な使い方でもない」と判示していた。本件では、Federal Circuit はその原則から逸脱する理由を見出さなかった。Federal Circuit はさらに、「長官が上訴に参加する無条件の権利についてのさらなる考慮 [に鑑みれば] 審判部の審決を不服とした上訴を取り下げる申立てを [Federal Circuit] がすでに上訴判決を下した後で認めることは、通常は良しとされない」と論断した。Federal Circuit は、当事者が差戻し後に特許審判部に取り下げを求めることは許されると指摘した。